

倉敷市告示第368号

倉敷市外国人観光客おもてなし促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月17日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市外国人観光客おもてなし促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市を訪れる外国人観光客に対するおもてなし及び快適な観光環境の向上を図るため、外国人観光客の受入体制の環境整備を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する市内の施設において営業等を行い、かつ、市税を滞納していないものとする。ただし、補助金の交付は、1施設当たり1年度につき1回限りとし、1回につき次条第1項各号に掲げる事業のうちいずれか1事業に対して行うものとする。

(1) 飲食施設

(2) 宿泊施設

(3) 土産品等販売施設

(4) 文化観光施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、外国人観光客が観光目的で利用する施設であって、市長が必要と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、新たに行うものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付以外の助成措置を受ける場合は、対象としない。

(1) 外国語表記（日本語又は当該外国語以外の外国語との併記を含む。以下同じ。）をしたパンフレット又はリーフレットの作成（市内の施設に係る情報のみが掲載されたものを

合計 1, 0 0 0 部以上作成する場合に限る。)

(2) 外国語表記をした商品メニュー（市内の施設に係る情報のみが掲載されたものであって、市内の施設で使用するものに限る。）の作成

(3) 外国語表記をした案内板の作成及び設置

(4) 無線通信を利用したローカルエリアネットワーク（無料で提供するものに限る。）の整備

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 現に外国語表記をしているパンフレット若しくはリーフレット、商品メニュー又は案内板の作成又は設置をしている施設において、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業を実施する場合における同項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「外国語表記（日本語又は当該外国語以外の外国語との併記を含む）」とあるのは「現に表記をしている外国語以外の外国語表記（日本語との併記を含む）」と、同項第 2 号及び第 3 号中「外国語表記」とあるのは「現に表記をしている外国語以外の外国語表記」とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（公租公課及び案内板を設置する場合の照明設備に係る経費を除く。）とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、2 0 万円を限度とする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 見積書

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる補助対象事業の場合は、デザイン画

(6) 飲食施設又は宿泊施設における補助対象事業の場合は、当該施設に係る営業の許可を受けていることを証する書類の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更（中止）申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 補助対象事業の実施を確認できる写真又はその成果品

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、所定の交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに所定の請求書により市長に補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(帳簿等の保存年限)

第12条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成２７年９月２９日告示第５７８号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第５条の規定は、平成２７年６月１日以後に実施する補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。